平成２４年（フ）第５４号
千葉県匝瑳市飯倉39番地３
債務者　島谷　廣幸
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５９号
千葉県山武郡大網白里町細草983番地６
債務者　吉田香保留
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第７２号
千葉県山武市白幡2969番地４
債務者　江利山勝子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第７４号
千葉県旭市三川4829番地38　ハーモニーハイツ
債務者　神原　綾子（旧姓外口）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６２号
神奈川県座間市南栗原４丁目18番28号　佐藤荘201号
債務者　飯田　昭英
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１７５号
相模原市中央区南橋本１丁目15番３号　プラネット南橋本706
債務者　平野　由樹
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１８３号
相模原市南区相模大野１丁目８番５号　ハイツＤＡＤＡ203号
債務者　佐藤　昌男
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１９０号
神奈川県座間市東原５丁目１番９―501号　さがみ野さくら
債務者　水巻　輝子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１９５号
神奈川県座間市新田宿854番地　ハイツＭ・Ｏ101号
債務者　小澤公美雄
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１９８号
相模原市中央区宮下本町２丁目26番２号　ボーナムハイツ202
債務者　原田　弘久
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２００号
相模原市中央区相模原４丁目９番２―202号
債務者　稲毛しのぶ
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２０５号
相模原市緑区又野153番地15　パレスサン105号室
債務者　永井　夏美
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２４号
新潟県加茂市大字天神林57番地１
債務者　渡部麻衣子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第２５号
新潟県三条市西大崎３丁目４番12号
債務者　石田　有二
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第８５号
静岡県富士市桑崎311番地の52
債務者　藤川　昌美
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２４号
三重県松阪市大津町262番地19
債務者　井村　　楓
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第３２０号
堺市美原区真福寺299番地
債務者　本並　一江
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係